

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和4年3月15日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

下京区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

令和4年4月18日から同年6月14日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所 : 集合検査の会場

月 日	時 間	会 場
4月18日(月)	午前10時～午後2時30分	梅小路小学校
4月19日(火)	午前10時～午後2時30分	元 六条院小学校
4月20日(水)	午前10時～午後2時00分	洛友中学校
4月21日(木)	午前10時～午後2時30分	下京中学校 成徳学舎
4月22日(金)	午前10時～午後2時00分	七条小学校
4月25日(月)	午前10時～午後2時00分	七条第三小学校
4月26日(火)	午前10時～午後2時30分	洛央小学校
4月27日(水)	午前10時～午後2時00分	元 淳風小学校
4月28日(木)	午前10時～午後0時30分	中央卸売市場 第一市場 関連施設棟東